もみの樹・練馬のご入居費用

方式	プラン	入居一時金	初期償却額	償却年月数	家賃相当額	月額利用料	月間支払額
A方式 65歳～72歳	一時金プラン	20,850,000円	3,030,000円	108ヶ月 初期償却 14.53%	0円	281,920円 【内訳】 管理費 144,100円(税込) 特別ｻｰﾋﾞｽ費 59,400円(税込) 食費(30日) 78,420円(税込) ＜食費内訳＞ 食事代 55,530円(税込) 厨房管理費 22,890円(税込) 【自立者のみ】 自立支援費用 23,100円(税込)	281,920円
	併用プランa	15,637,500円	2,272,500円		50,700円		332,620円
	併用プランb	10,425,000円	1,515,000円		101,400円		383,320円
	併用プランc	5,212,500円	757,500円		152,100円		434,020円
B方式 73歳～79歳	一時金プラン	18,150,000円	2,310,000円	96ヶ月 初期償却 12.73%	0円		281,920円
	併用プランa	13,612,500円	1,732,500円		49,700円		331,620円
	併用プランb	9,075,000円	1,155,000円		99,300円		381,220円
	併用プランc	4,537,500円	577,500円		148,900円		430,820円
C方式 80歳～85歳	一時金プラン	15,850,000円	1,990,000円	84ヶ月 初期償却 12.56%	0円		281,920円
	併用プランa	11,887,500円	1,492,500円		49,600円		331,520円
	併用プランb	7,925,000円	995,000円		99,100円		381,020円
	併用プランc	3,962,500円	497,500円		148,600円		430,520円
D方式 86歳～89歳	一時金プラン	13,150,000円	1,270,000円	72ヶ月 初期償却 9.66%	0円		281,920円
	併用プランa	9,862,500円	952,500円		48,000円		329,920円
	併用プランb	6,575,000円	635,000円		95,900円		377,820円
	併用プランc	3,287,500円	317,500円		143,900円		425,820円
E方式 90歳～94歳	一時金プラン	10,850,000円	950,000円	60ヶ月 初期償却 8.76%	0円		281,920円
	併用プランa	8,137,500円	712,500円		47,500円		329,420円
	併用プランb	5,425,000円	475,000円		95,000円		376,920円
	併用プランc	2,712,500円	237,500円		142,500円		424,420円
F方式 95歳以上	一時金プラン	6,500,000円	560,000円	36ヶ月 初期償却 8.62%	0円		281,920円
	併用プランa	4,875,000円	420,000円		47,400円		329,320円
	併用プランb	3,250,000円	280,000円		94,800円		376,720円
	併用プランc	1,625,000円	140,000円		142,200円		424,120円
月払プラン	-	-	-	-	240,000円		521,920円

●償却年月数は、想定居住期間です。
●入居者が入居日の翌日から3月以内に契約終了となった場合は、受領済みの入居一時金の金額（非返還部分を含む）から、入居日から起算して契約終了となった日までの日数の目的施設の利用料及び原状回復費用を差し引いた上で、その差引残額を契約終了日の翌日から起算して60日以内に無利息で返還いたします（死亡退去を含みます）。
［1日あたりの目的施設の利用料＝（入居一時金－非返還部分の額）÷（想定居住期間の月数）÷30］
●入居日の翌日から3月の期間が経過した後は、ご入居月数にかかわらず初期償却額はご返却できません。
●入居一時金、家賃および介護保険給付費は消費税非課税です。それ以外の費用には消費税が課税されます。
●消費税率が改定になった場合は、改定の内容及び法令等の定めにしたがい、利用料も変更になります。
●月払い契約方式プランは、入居一時金返還金はございません。

作成日：2025年4月1日

利用料金の詳細について

月額利用料の内訳について

●管理費
施設の運営費、事務・管理部門の人件費、事務管理費、光熱水費に対する費用です。
●特別サービス費
要介護者等の人員過配置サービス費に充当する費用です。
※人員を基準以上に配置して提供する介護サービスのうち、介護保険給付及び利用者負担分による収入で賄えない額に充当するものです。
●食費
1日3食、30日利用の場合の金額です。
※食費の税額につきましては、一部軽減税率8%の対象品目が含まれております。
●その他の費用
介護保険自己負担分、医療費、紙おむつ、個人的生活費、有料サービスにかかる費用等については、別途ご入居者の負担となります。

介護保険サービスの自己負担割合の目安

特定施設入居者生活介護利用契約を結ばれている方は、別途、介護保険利用者負担額のお支払いが必要です。

	要支援１	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用者負担分１割	8,202円	12,996円	22,660円	25,131円	27,714円	30,112円	32,657円
利用者負担分2割	16,403円	25,992円	45,320円	50,262円	55,427円	60,223円	65,313円
利用者負担分3割	24,604円	38,988円	67,980円	75,393円	83,140円	90,334円	97,970円

●上記の介護給付費は実際の利用日数に応じて決定致します。
●小数点以下の端数処理等の関係で、実際のご請求額とは多少のずれが生ずる場合があります。
●給付費は非課税です。
●介護保険給付費は、厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに沿って変更されます。

解約時の返還金の算定方法

入居一時金の償却が完了し、入居一時金残高がない場合には、返還金はございません。

入居一時金返還金＝（入居一時金－初期償却額）÷（入居日から償却期間満了日までの実日数）×（契約終了日から償却期間満了日までの実日数）の金額を返還いたします。

介護付有料老人ホーム　もみの樹・練馬

〒１７９－００８３　東京都練馬区平和台二丁目５０番１号
TEL：０３－５９２１－１００５　　FAX：０３－５９２１－１００６

作成日：2025年4月1日